No.297 2022/11/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

勤務先からの退職金と iDeCo からの一時金の受け取り時の注意

Q 私はサラリーマンとして勤務していますが、勤務先から退職金を受け取る予定です。一方、iDeCo にも加入しており、老齢一時金も将来、受け取ることが可能です。受け取り方に注意が必要でしょうか？

解説

iDeCo の老齢一時金は退職金扱いとなりますが、iDeCo の一時金と勤務先の退職金については、もらう順番で税務上の扱いが異なります。

1． 退職金の課税所得の算定

退職金の課税所得は、以下の方法で算定します。

（収入金額-退職所得控除額）×1/2

※退職所得控除は勤続年数が長ければ長いほど多くなります。

2． 複数から、退職金をもらうケース

勤務先からの退職金の受け取りと iDeCo からの一時金の受け取りについて、下記に該当すると、一定の調整があります。

✔退職金を受け取る前 4 年以内に別の会社からの退職金や iDeCo からの一時金の受け取りがある

✔iDeCo の一時金を受け取る前 19 年以内に会社からの退職金等の受け取りがある

3． まとめ

①iDeCo の支給が先、勤務先からの退職金の支給が後の場合

iDeCo 支給後、5 年間期間を開ければ退職所得控除の調整は行われません。

②勤務先からの退職金の支給が先、iDeCo からの支給が後の場合

勤務先からの退職金を受け取り後、19 年間期間を開ければ退職所得控除の調整は行われません。つまり、iDeCo の老齢一時金を最高年齢 75 歳で受け取った場合、20 年前の 55 歳で勤務先等からの退職金をもらわないと損をする可能性があります。

要するに…

勤務先からの退職金と iDeCo からの老齢一時金については、受け取る順番が異なると、退職所得控除の額が大きく変わって、受給者にとって非常に不利な扱いを受ける場合があります。なので、次の言葉を覚えておきましょう。「まず iDeCo、5 年たったら退職金」